

# 令和6年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時54分

## ○招 集 年 月 日

令和6年2月7日（水曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和6年2月7日（水曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤野博三
余市町議会副議長	3番	岸本好且
余市町議会議員	1番	山本正行
〃	2番	尾森加奈恵
〃	4番	佐藤剛司
〃	5番	内海富美子
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	中井寿夫
〃	8番	川内谷幸恵
〃	9番	土屋美奈子
〃	10番	伊藤正明
〃	11番	茅根英昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大物翔
〃	15番	白川栄美子
〃	16番	寺田進

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊藤啓輔
副 町 長	渡邊郁尚
総務部長（兼）税務課長	高橋伸明
総 務 課 長	越智英章
財 政 課 長	高田幸樹
民 生 部 長	篠原道憲
福 祉 課 長	大平直規
子育て・健康推進課長	新木徹也
保 險 課 長	小黒雅文
環 境 対 策 課 長	大森直也
総 合 政 策 部 長	阿部弘亨
政 策 推 進 課 長	橋端良平
農 林 水 産 課 長	奈良論
商 工 観 光 課 長	原田孝嗣
建 設 水 道 部 長	千葉雅樹
建 設 課 長	成田文明
まちづくり計画課長	北島貴光
下 水 道 課 長	樋口正人
水 道 課 長	紺谷友之
会計管理者（併）会計課長	須貝達哉
農業委員会事務局長	濱川龍一
教育委員会教育長	前坂伸也
教 育 部 長	浅野敏昭
学 校 教 育 課 長	内田真樹子
社 会 教 育 課 長	中島豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広  
議事係 長 細 川 雄 哉  
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告  
行政報告
- 第 3 令和5年余市町議会第5回臨時会付託 認定第 1号 令和4年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和4年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について（以上5件、令和4年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告）
- 第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 9 議案第 1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第 4号 余市町介護保険条例

の一部を改正する条例案

---

開 会 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和6年余市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員会審査結果報告5件、議案4件、報告1件、他に議長の諸般報告及び行政報告です。

---

○議長（藤野博三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号14番、大物議員、議席番号15番、白川議員、議席番号16番、寺田議員、以上のおおりに指名いたします。

---

○議長（藤野博三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 令和6年余市町議会第1回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員会審査結果報告5件、議案4件、報告1件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和5年余市町議会第5回臨時会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和4年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、令和4年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員15名で構成する余市町介護保険条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告

といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 1、損害賠償について。

損害賠償について行政報告を申し上げます。本件は、昨年7月に余市フィッシャリーナにおいてボートトレーラーのウインチ部分が破損する事故が発生し、当該ボートトレーラーの損害賠償について関係者と交渉を行い、示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げるものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年7月26日に余市フィッシャリーナに勤務する職員が附帯施

設であります斜路においてプレジャーボートの下  
架作業を行った際、重機操作を誤り、船体が海水  
へ勢いよく着水したため、ボートトレーラーのウ  
インチ部分が接触し、破損したものでございます。  
その後所有者と話し合いを行い、本町が損害賠償金  
を支払うことにより和解することで合意に至り、  
令和5年12月22日、地方自治法第180条第1項の規  
定により和解及び損害賠償額の決定について専決  
処分をいたしたところでございます。

今後におきましては、作業の安全確認の徹底に  
努めてまいり所存でございますので、議員各位の  
特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたしま  
す。

## 2、町営斎場建て替え事業について。

次に、町営斎場建て替え事業について行政報告  
申し上げます。町営斎場建て替えの適地として都  
市公園予定地を調査した結果、廃棄物層が確認さ  
れたことから、建て替えは困難であると考え、梅  
川地区で民有地を含め事業を進めることにしまし  
た。候補地選定に当たり、民有地を含め複数の土  
地について比較検討を行ったところ、梅川町556番  
1外の土地が最も適当な候補地であると判断し、  
事業を進めたいと考えています。

当該地は現斎場から約350メートル市街地側に  
位置し、敷地が広く、建築するための面積が確保  
でき、主要な幹線道路沿いで付近及び沿線に住居  
がなく、工期についても現計画地と比較したとこ  
ろ、火葬中に工事を中断することがないなど工期  
の短縮が見込め、さらに土地の所有者にも候補地  
として選定することに承諾をいただいたことから、  
早期に事業を進めることが可能と考えていま  
す。

今後地域への説明を行うとともに、各種調査や  
用地取得に向けての準備を進め、早期供用開始に  
向けて事業を進めます。

以上、町営斎場建て替え事業についての行政報  
告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報  
告を終わります。

---

○議長（藤野博三君） 次に、令和5年第5回臨  
時会において付託に関わる日程第3、認定第1号  
令和4年度余市町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて、日程第4、認定第2号 令和4年度余市  
町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、  
日程第5、認定第3号 令和4年度余市町国民健  
康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日  
程第6、認定第4号 令和4年度余市町後期高齢  
者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日  
程第7、認定第5号 令和4年度余市町公共下  
水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上  
の5件を一括議題といたします。

この際、令和4年度余市町各会計決算特別委  
員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○9番（土屋美奈子君） ただいま上程されま  
した令和5年余市町議会第5回臨時会において、  
令和4年度余市町各会計決算特別委員会設置付  
託に関わる認定5件について、その審査の経過  
並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和5年10月30日開催の  
本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正  
副委員長の選任が行われた結果、委員長に不  
肖私土屋が、副委員長に庄委員が選任されま  
した。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説  
明員の出席状況につきましては、お手元にご配  
付の委員会審査結果報告書に記載のとおりで  
あります。また、審査の経過につきましては、  
議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全  
員で構成する特別委員会でございますので、  
省略させていただきます。

なお、一般会計歳入歳出決算につきましては、  
次の意見が付されておりますので、朗読いた  
します。

令和4年度余市町各会計決算特別委員会附帯意見。

令和4年度決算にも関わるこのたびの職員の不祥事について、今後の公判に注視し、事実関係の把握に努め、原因究明、再発防止を図り、今後の事務処理に当たっては法令等の遵守を徹底し、適正に処理するとともに、町民の信頼回復に向け全力を尽くされたい。

以上の意見が付されております。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和4年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、ただいま申し上げました意見を付して採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、意見を付して認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和4年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第8、報告第1号 専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長(奈良 論君) ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました令和5年7月26日に余市フィッシャリーナに勤務する職員が斜路にてプレジャーボートの下架作業を行った際、重機操作の誤りによりボートトレーラーのウインチに接触し、一部を損傷した事故の損害賠償額の決定でございます。

本件につきましては、船舶所有者と示談に向けての交渉を行い、このたび和解に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月7日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月22日、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市フィッシャリーナ敷地内における下架作業中の損傷事故の損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、7万7,000円を支払うものとする。

3、事故の概要、(1)、事故の発生日、令和5年7月26日。(2)、事故の発生場所、余市郡余市町入舟町1番地1地先。(3)、事故の内容、余市フィッシャリーナに勤務する職員が、プレジャーボートの下架作業を行った際、重機操作の誤りにより、ボートトレーラーのウインチを損傷したもの。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承することに決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第9、議案第1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黑雅文君) ただいま上程されました議案第1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和6年度介護報酬改定等の制度改正内容の確定に伴う令和5年度対応分の介護保険システム改修費及び介護予防サービス等給付費の年度末までに見込まれる給付費の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては国、道支出金等特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億461万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月7日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。5ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額352万円、12節委託料352万円につきましては、介護保険システム改修委託料の補正計上でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、

1 目介護予防サービス等給付費、補正額240万円、18節負担金補助及び交付金240万円につきましては、介護予防サービス等給付費の補正計上でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、3ページをご覧ください。2、歳入、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額48万円、1 節現年度分48万円につきましては、介護給付費負担金の補正計上でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額19万2,000円、1 節現年度分調整交付金19万2,000円につきましては、調整交付金の補正計上でございます。

4 目介護保険事業費国庫補助金、補正額160万円、1 節介護保険事業費国庫補助金160万円につきましては、介護保険事業費国庫補助金の補正計上でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額64万8,000円、1 節現年度分64万8,000円につきましては、介護給付費交付金の補正計上でございます。

4 ページをご覧ください。5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額30万円、1 節現年度分30万円につきましては、介護給付費負担金の補正計上でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額270万円、1 節繰越金270万円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（藤野博三君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（藤野博三君）** 日程第10、議案第2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○水道課長（紺谷友之君）** ただいま上程されました議案第2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします主な内容につきましては、国の補正予算に従い令和6年度実施予定の補助事業である重要給水施設配水管更新工事等を前倒して実施するものでございます。事業の内容といたしましては、平成29年度より生活基盤施設耐震化等交付金を活用し実施しております重要給水施設配水管耐震化について道道登停車場線、黒川町18丁目に布設されております配水管を耐震性のある水道管に更新するとともに、西部地区の配水管実施計画業務を実施し、重要拠点への給水を確

保するものでございます。なお、このたびの国の補正予算については、水道事業者において令和5年度中の予算措置と契約締結が求められており、令和6年度への繰越対応が前提とされているため、竣工が令和6年度となりますことから、これら取扱いについて国、道の指示に従い適切に対応してまいります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目、（4）、主要な建設改良事業、（ア）、配水管整備事業、既決予定量2億6,364万4,000円、補正予定量9,515万4,000円、計3億5,879万8,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,745万2,000円」を「2億7,755万1,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,183万2,000円」を「1,193万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額8億7,649万6,000円、補正予定額9,505万5,000円、計9億7,155万1,000円。

第2項国道補助金、既決予定額3,019万1,000円、補正予定額2,255万5,000円、計5,274万6,000円。

第5項企業債、既決予定額7億3,350万円、補正予定額7,250万円、計8億600万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額11億5,394万8,000円、補正予定額9,515万4,000円、計12億4,910万2,000円。

第1項建設改良費、既決予定額8億4,861万1,000円、補正予定額9,515万4,000円、計9億4,376万5,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額2億1,110万円、補正後限度額2億8,360万円。

令和6年2月7日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額9,505万5,000円、2項国道補助金、補正額2,255万5,000円、1目道補助金、補正額2,255万5,000円につきましては、生活基盤施設耐震化等補助金の増額補正計上でございます。

5項企業債、補正額7,250万円、1目企業債、補正額7,250万円につきましては、重要給水施設配水管更新工事等に係る企業債の増額補正計上でございます。

支出、1款資本的支出、補正額9,515万4,000円、1項建設改良費、補正額9,515万4,000円、2目配水設備改良費、補正額9,515万4,000円につきましては、重要給水施設配水管更新工事等に係る増額補正計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第11、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(大平直規君) ただいま上程されました議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年12月6日政令第347号)が公布され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が令和6年3月1日から施行されることに伴い、余市町手数料徴収条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるほか、3月1日から始まります戸籍謄本等の広域交付に対応するため改正を行うものでございます。

以下、提案文を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改

正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月7日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例(平成12年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

別表の3の項から13の項までを次のように改める。

3 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表八の項の3の上欄に掲げるものに限る。) 1件につき400円

4 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付 1通につき750円

5 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 1件につき450円

6 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表八の項の6の上欄に掲げるものに限る。) 1件につき700円

7 身分に関する証明 1件につき300円

8 戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円

9 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理をした書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)

10 戸籍法の規定に基づく届書その他受理をし

た書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧 1件につき350円

11 住民基本台帳の閲覧 1件につき300円

12 住民票の写しの交付（広域交付の住民票の写しの交付を含む。） 1通につき300円

13 住民票の記載事項の証明 1件につき300円

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 参考資料の4番と6番が改正後2倍近く上がっていますが、これに対して詳細をご説明いただきたいです。

○福祉課長（大平直規君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

新旧対照表につきましては、3番、6番が新規で追加されたことに伴いましてずれが生じてございますので、値上がりしている部分というのはございませんので、ご理解願いたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 自治体によってこの手数料の徴収料金が違うようですが、どこか参考にした自治体はありますか。

○福祉課長（大平直規君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

余市町の戸籍の徴収条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定めているものでございますので、こちらの政令に基づかないで料金を決める場合は独自の算定基準

が必要となつてございますが、余市町に関しては国の規定に基づき決定しているものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第12、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、令和6年度を初年度とし、3年間に期間とする第9期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事

業計画を策定したところでございます。第9期計画におきましては、本町の高齢化率は今後さらに進行し、最終年度の令和8年度では65歳以上の高齢者数が6,873人となり、総人口に占める割合は43.6%になると推計いたしております。

ご案内のとおり少子高齢化の進展と人口減少社会にあつて、持続可能な社会保障とその安定財源確保のため、介護保険料につきましては介護保険事業計画における介護保険給付費により決定されるところでございます。

第9期計画におきましては第8期の実績値を勘案し、被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等を見込み、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう各種サービス供給量を推計し、介護保険給付費を算定いたしましたところであり、その結果、当該給付費は第8期の実績値よりも増額が見込まれるところではございますが、介護給付費準備基金の一部繰入れを行うことにより第1号被保険者に求める介護保険料につきましては基準月額を5,750円とし、第8期から38円の減額と設定いたしましたものでございます。また、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）において介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護保険給付費の増加を見据えつつ、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することを目的とし、標準段階に関する現行9区分から13区分への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ並びに保険料段階に係る基準所得金額の見直し等を行うため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）が改正されましたことから、余市町介護保険条例につきまして関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月7日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町介護保険条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例（平成12年余市町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万2,600円」を「2万5,800円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「4万5,800円」を「4万1,700円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「5万2,700円」を「4万2,000円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「6万7,300円」を「6万2,100円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「6万9,400円」を「6万9,000円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 8万2,800円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 8万9,700円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 10万3,500円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 11万7,300円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 13万1,100円

第4条第1項に次の3号を加える。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 14万4,900円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 15万8,700円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 16万5,600円

第4条第5項を同条第12項とし、同条第4項中「第2項」を「第9項」に、「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの」に、「1万8,700円」を「1万4,100円」に、「4万9,300円」を「4万1,700円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの」に、「1万8,700円」を「1万4,100円」に、「2万8,400円」を「2万7,900円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの」に、「1万8,700円」を「1万4,100円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず、125万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項

第2号の規定にかかわらず、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

第8条第1項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の余市町介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、議長を除く議員15名をもって構成する余市町介護保険条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員15名をもって構成する余市町介護保険条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

---

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時54分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    藤    野    博    三

余市町議会議員           14番    大    物            翔

余市町議会議員           15番    白    川    栄美子

余市町議会議員           16番    寺    田            進